

主治医に提出する問診票について

令和7年度より開始することになりました！！

目的

本人が口頭で伝えられない身体状況や日常生活状況、利用希望サービス等について、障害支援区分取得の際に必要な医師意見書を記入する医師に向けて提出することで、より正確な情報を提供できることを目標として作成しました。

誰が記入するんだろう…？

本人や家族、支援者等本人の日常生活のことを理解している人に記入していただくことを想定しています

どこに提出するんだろう…？

医師意見書の記入を依頼している医療機関へご提出くださるようご支援ください

記入できる人が記入し、提出できる人が提出することを想定しています



サービス利用者より記入の仕方が分からないと相談された際には、記入の支援にご協力をよろしくお願い致します。

問合せ先
福祉長寿部 障害福祉課
担当：支援班
TEL：047-366-7348

医師に提出する問診票について

しょうがいし えんくぶん しゅとく い し きさい
障害支援区分を取得するために医師に記載していただく、
い し いけんしょ さんこう しりょう
医師意見書の参考となる資料です。

もんしんひょう きにゆう いりようき かん ていしゅつ
問診票を記入して医療機関にご提出ください。

1. 問診票を記入する人

ごほんにん または ごほんにん じょうたい わ かた
ご本人 または ご本人の状態が分かる方

かぞく など
(ご家族、利用しているサービスの職員等)

2. 問診票の提出先

い し いけんしょ きにゆう いらい いりようき かん
医師意見書の記入を依頼する 医療機関

3. 問診票の提出方法

ゆうそうまた うけつけ ていしゅつ
郵送又は受付へ提出

といあわせさき まつどし やくしょ しょうがいふくしか しえんはん
問合せ先：松戸市役所 障害福祉課 支援班 (TEL:047-366-7348)